

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

◆基本理念の継承

本市では第4次計画から、障がい者が地域生活を「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現することを基本理念として掲げています。

障がい者(児)が住み慣れた地域で「安心して」暮らし、「自分らしく」いきいきと活動でき、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会の実現のため、国においては令和2年度に重層的支援体制(包括的な支援体制)の構築を新たな重要な視点として加えています。

本市における重層的支援体制の構築は、検討の緒に就いたところであり、今後、これら共生社会を実現するため、段階的かつ着実に進めていく必要があることから第5次計画においても、第4次の基本理念を引き継いでいくものとします。

市の計画・基本理念		国の大きな動き等
計画期間等	基本理念の内容	
第5次計画 令和6-11年度 (令和6年3月策定)	(基本理念) 第4次を継承 (基本理念の考え方) 第4次の概念を承継(簡易化)	
第4次計画 平成30-令和5年度 (平成30年3月策定)	障がい者が地域で「安心して」、 「自分らしく」暮らしていける 共生社会を実現できるまち ※第2次の基本理念を「基本理念 の考え方」として継承	
第3次計画 平成24-29年度 (平成24年3月策定)	第2次を継承	
第2次計画 平成19-23年度 (平成19年3月策定)	市民の多様性への理解 障がい者の生きる力の発揮 質の高い生活(QOL)の実現	
第1次計画 平成14-18年度 (平成14年3月策定)	-	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和3年4月1日施行) ↳重層的支援体制の構築 ・地域共生社会実現本部決定「我が事丸ごと」(平成29年2月) ・障害者総合支援法(平成25年～) ・児童福祉法一部改正(平成24年～) ・障害者基本法一部改正(平成23年～) ・障害者自立支援法(平成18年～) ・支援費制度の施行(平成15年～) ↳措置から契約へ

◆基本理念

障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける
共生社会を実現できるまち

◆基本理念の考え方

基本理念については、以下の3つの視点から定めています。

考え方1 多様性を理解し受け入れる”社会的包摂”への理解

- ▶ 私たち一人ひとり、姿形や性格等が様々です。それらは個性であり、私たちは一人ひとりの個性が尊重される社会を目指しています。
- ▶ そのためには、市民一人ひとりが多様性を理解するだけでなく、多様性を受け入れていくことが大切です。
- ▶ これがソーシャルインクルージョン(社会的包摂※¹)を築く第一歩です。

考え方2 障害の有無にかかわらず一人ひとりの意思決定の尊重

- ▶ 私たちは、糸満市で暮らし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの主体性が尊重され、共に支え合い、互いに生きる喜びを分かち合える社会生活を営むことを目指しています。
- ▶ そのためには、障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが自身の意思決定が尊重されることが大切です。

考え方3 QOL(Quality Of Life)※²の向上

- ▶ 私たちは、豊かで快適な生活を求め、支え合いの中で、一人ひとりにとってバランスの取れたQOLが構築される社会を目指しています。
- ▶ そのためには、障害があっても、学び、憩い、働くなど人生のあらゆる場面で社会的障壁が取り除かれ、市民一人ひとりのQOLをさらに向上させていくことが大切です。

※1 社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)とは、社会的に弱い立場にある人々をはじめ、すべての市民に対して、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支え合う考え方のことであり、社会的排除の反対の概念である。

※2 QOL(Quality Of Life)とは、一般的には「生活の質」を意味しており、「物質的な豊かさに満たされた生活」ではなく、「毎日が充実し、心身が満たされた生活」という考え方である。本計画では、障がい者(児)をはじめ、すべての市民が学び、憩い、働くことなどを通じて生活のあらゆる場面における社会的障壁を感じることなく、いきいきと生活できる地域社会を構築していくという考え方である。

2 基本目標

基本理念である「障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現できるまち」を目指し、以下の3つを基本目標として設定します。

基本目標 1 日々の暮らしの基盤の充実

障がい者(児)が、日々の生活を快適に過ごすことができるためには、必要な支援が適切に受けられることが重要になることから、気軽に相談でき、支援につなげる体制の強化を図るとともに、必要な情報が容易に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上等の取組みを推進します。

また、障がい者(児)の生活に直結する福祉サービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉の関係機関の更なる連携強化を図ります。

基本目標 2 学び、働き、憩う環境の充実

障がい者(児)が、意欲を持って学び、働き、楽しく余暇活動等に取り組むことができるように、障害の有無にかかわらず、個性と能力に応じ、それぞれが自分らしく、学び、働き、憩えるよう支援を進めていきます。

特に、就労については、経済的な自立生活の基盤となることから、一般雇用につながる就労支援及び地域資源を活かした就労支援、関係機関との連携、職場の理解など、支援の強化に取り組めます。

基本目標 3 安全・安心なまちづくりの推進

障がい者(児)の安全・安心な環境をつくるには、まず権利が守られるとともに、障害を理由とする差別が解消され、お互いを理解し、これを受け入れることが重要です。

市民の障害に対する理解を深めるための啓発活動をはじめ、福祉学習等の取組み、障がい者(児)への虐待防止に関する対策、成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進します。

また、道路や公共建築物等の空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点での取組みを推進し、安全・安心なまちづくりに取り組めます。

災害時の備えをはじめ、避難誘導や避難所の整備などについて、市民、地域、企業、行政等が協働で取組み、平時から地域で市民が相互に支え合える体制づくりに取り組めます。

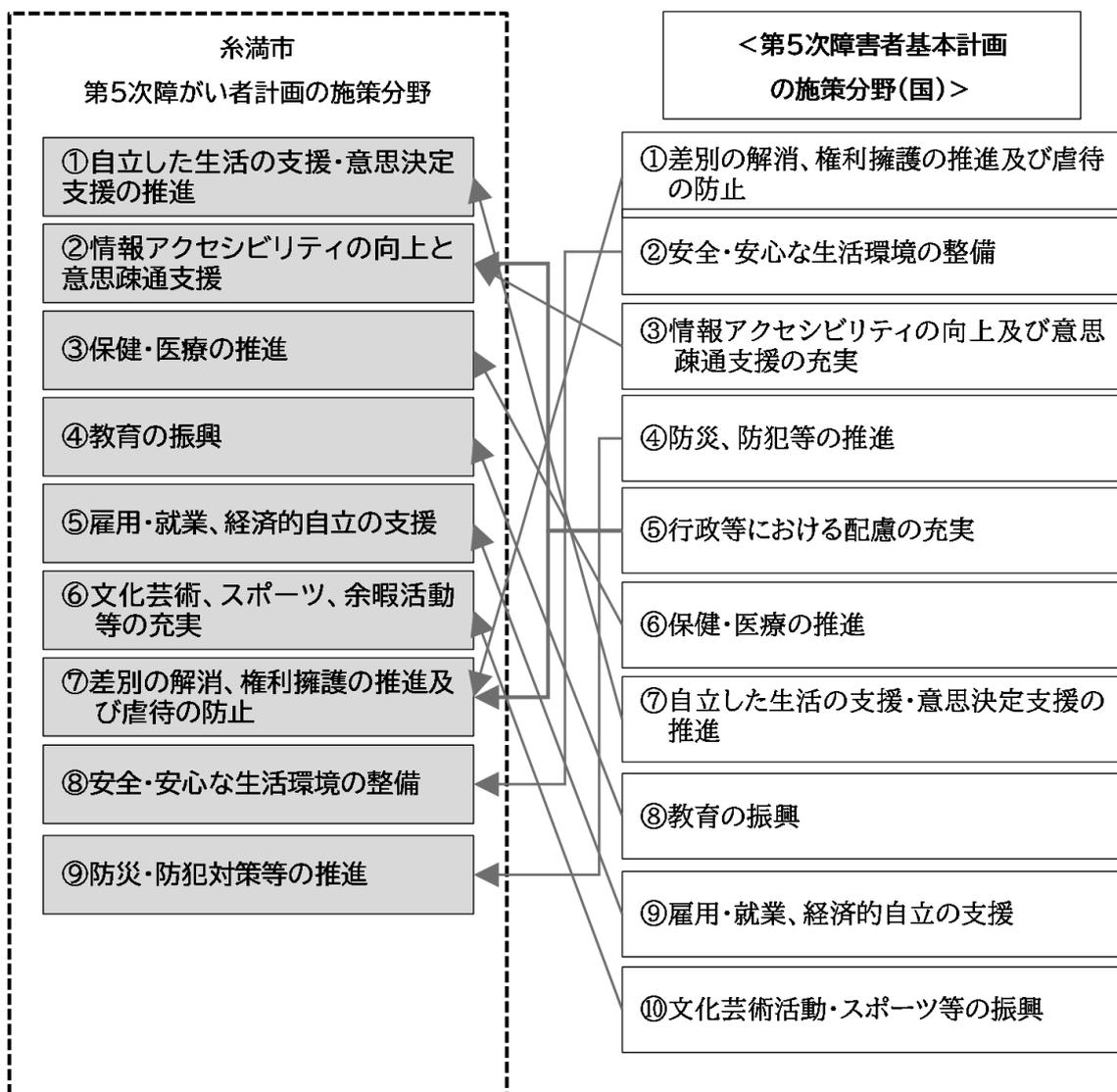
3 国の施策分野との対応整理について

糸満市第4次障がい者計画の施策分野は、国の第4次障害者基本計画の施策分野に基づいて設定しています。

令和5年3月に策定された国の第5次障害者基本計画の施策分野については、第4次障害者基本計画と施策分野の変更はない(順番の変更はあり)ことから、「糸満市第5次障がい者計画」においても、第4次計画から引き続き施策分野の変更は行わず、取組み内容について充実化を図る方向で計画策定を行います。

糸満市第5次障がい者計画の施策分野と国の計画の施策分野との関連は以下のとおりです。

◆糸満市第5次障がい者計画と国の計画の施策分野との関連



4 第5次計画の施策の体系

糸満市第5次障がい者計画の施策の体系は、以下のとおりです。

基本理念:障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける 共生社会を実現できるまち			
基本目標	施策分野	個別施策	
基本目標1 日々の暮らしの 基盤の充実	1. 自立した生活の支援・意思決定 支援の推進	(1)意思決定支援の推進	
		(2)相談支援体制の強化 ★	
		(3)地域移行支援	
		(4)障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実 ★	
		(5)自立支援給付サービスの確保、質の向上 ★	
		(6)地域生活支援事業の充実 ★	
		(7)在宅支援サービスの推進	
		(8)障害福祉を支える人材の確保	
	2. 情報アクセシビリティの向上と 意思疎通支援の充実	(1)情報アクセシビリティの向上	
		(2)情報提供の充実	
		(3)意思疎通支援の充実	
		(4)行政情報のバリアフリー向上	
3. 保健・医療の推進	(1)障害の早期発見・早期支援		
	(2)障がい者の健康保持・増進		
	(3)精神保健対策の充実		
	(4)難病患者等への支援		
基本目標2 学び、働き、憩 う環境の充実	1. 教育の振興	(1)特別支援教育の充実	
		(2)生涯を通じた多様な学習活動の充実	
	2. 雇用、就業、経済的自立の支援	(1)総合的な就労支援 ★	
		(2)障害者雇用の促進	
		(3)福祉的就労の底上げ ★	
		(4)経済的自立の支援	
	3. 文化芸術、スポーツ、余暇活動 等の充実	(1)文化芸術活動の促進	
		(2)スポーツ・余暇活動等の充実	
		(3)障がい者関係団体の活動支援	
		(4)障がい者の地域参加、交流の機会確保	
	基本目標3 安全・安心なま ちづくりの推進	1. 差別の解消、権利擁護の推進及 び虐待の防止	(1)権利擁護の推進、虐待の防止
			(2)障害を理由とする差別の解消の推進 ★
(3)障がい者への理解・啓発の推進			
(4)福祉教育の推進			
2. 安全安心な生活環境の整備		(1)住宅の確保	
		(2)障がい者に配慮したまちづくりの推進	
		(3)ボランティア活動等の推進	
3. 防災、防犯等の推進		(1)防災対策の推進 ★	
		(2)防犯対策の推進	

※重点施策に関連する施策項目には「★」印を表記。

※個別施策において、第5次で新たに盛り込まれたものには(新)を表記。

